

◆介護慰労金の支給について◆

身体上または精神上の理由により、在宅の高齢者を介護する方の労をねぎらい、在宅福祉の増進を図ることを目的とし介護慰労金を支給しています。

【支給対象者】

平成24年8月1日現在で、次の(1)および(2)の要件を満たしている在宅の寝たきり又は認知症の高齢者を居宅において1年以上継続して介護している方

(1) 町内に住所を有し、年齢が65歳以上であること

(2) 要介護4又は5に相当する状態が1年以上継続し、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの期間中にショートステイおよび入院等により在宅生活を離れた期間が通算100日を超えない方

【支給金額】 80,000円

【申請期間】 8月1日(水)～31日(金) 申請書に必要事項を記入し、提出してください。

※申請書は健康課高齢者支援係窓口にて用意しております。

【問い合わせ/申請窓口】 健康課 高齢者支援係 ☎82-2111 (内線327・328)

下仁田町在宅要援護者紙おむつ購入費扶助事業 **平成24年度前期申請**

町では在宅で紙おむつを常時使用している高齢者及び障害者に対し紙おむつ購入費の扶助を行っています。対象期間を前期・後期に分け、申請を受け付けます。

今回の対象期間は平成24年3月購入分から平成24年8月購入分まで(前期)です。

【対象者】

①要介護2以上の判定を受けている方

②身体障害者手帳「1級・2級」の方

③療育手帳「A」の方

※いずれも町内にお住まいの方が対象です。

ただし、15日以上入院・入所(地域密着型サービス利用・ショートステイ含む)期間がある月は対象外です。

【申請期間(前期分)】 8月16日～9月14日まで

【申請に必要なもの】

①介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか1つ(複数所持者はすべて持参)

②領収書(紙おむつの金額が明記されているもの)レシートは不可

③申請者の印鑑

④申請者の指定預金口座番号(ゆうちょ銀行の場合は店番・口座番号)

⑤入院・入所(地域密着型サービス利用・ショートステイ含む)がある場合は、その期間を教えてください。

【扶助額】 購入価格の2分の1の額又は月額2千円のうちいずれか低い額

問い合わせ先 健康課 介護保険係(内線323・324)・福祉係(内線326)

ポリオが不活化ワクチンに変わります。

9月から生ポリオ(急性灰白髄炎)ワクチンが、不活化ポリオワクチン※1に変わります。接種方法は経口摂取から皮下注射となり、個別接種で行います。対象者には通知を送りますので、医療機関に予約を取り、出向いていただく接種方法です。

以下の方には、公費助成があります。

生後3ヶ月～90月(7歳6ヶ月)に至るまでの間の方は、初回1期3回(接種間隔20日～56日※2)、追加1回(接種間隔6ヶ月～18ヶ月)計4回の接種が必要です。生ワクチンを既に1回受けた方は、その分を含めた回数で数えてあと3回となります。既に生ワクチンを2回接種した方は、再度接種して頂く必要はありません。

なお、9月のスタート時点では追加接種は定期予防接種には含まれません。

海外では今でも流行している地域があり、渡航者などを介して感染はどの国にも広がる可能性がありますので、受けていない方は積極的に受けましょう。

※1 不活化ワクチンとは、細菌やウイルスを殺し抵抗力(免疫)をつくるのに必要な成分を取り出して毒性をなくして作ったものです。

※2 移行期間の3年間は56日までという縛りが緩和されます。